

平成21年度第1回

北広島市情報公開・個人情報保護審査会審議内容

平成21年8月19日（水）15時～16時15分

本庁舎2階会議室

○会長

ただいま、本日の審議案件につきまして、審査会への諮問を受けました。
それでは事務局から諮問書の説明をお願いいたします。

○情報推進課長

ただいま皆さんの手元に届きました諮問書を読み上げます。

個人情報取扱事務の名称としましては「市営住宅管理」、諮問事項の区分としまして2つございます。

1つは「本人以外のものからの個人情報の収集」、もう1つは「目的外利用及び提供の可否」ということでございます。

諮問事項の具体的な内容につきましては、北広島市営住宅条例の一部を改正し、市営住宅の入居決定、同居承認、入居承継、駐車場使用許可、その他特に必要がある場合に入居予定者、同居予定者が暴力団でないことと書いていますけれども、あるか否かを所轄の警察署長に照会するということでございます。

その理由としましては、市営住宅からの暴力団員の排除ということでございます。

担当部署は建設部建築課ということですので。以上です。

○会長

それでは議案の暴力団員による市営住宅の使用を制限するための警察への情報提供に伴う本人以外からの個人情報の収集及び入居申請者情報等の提供、照会についての審議に入りたいと思います。

まず事務局から諮問の概要について説明していただきたいと思います。

それでは事務局からお願いいたします。

○情報推進課主査

それでは説明させていただきます。

まず、最初に資料の確認ですが、ファイルをお手元にお配りしておりますけれども、ファイルの中には、個人情報保護審査会資料、平成21年8月19日建設部建築課、「暴力団員による市営住宅の使用を制限するための警察への情報提供」という資料があります。

その次に別添資料といたしまして、「公営住宅における暴力団排除に係る通知

の発出について」、これは、国交省から出ている文書の写しであります。次に別添資料2といたしまして、条例改正案、それと別添資料3として、この条例の中にあります申込書等の写し、それと、別添資料4といたしまして、警察署との協定書（案）というものをつけさせて頂いております。それと今回、平成21年度になってから初めてということで、審査会条例、それと個人情報保護条例、それと個人情報保護条例の施行規則、それと個人情報保護条例の手引きというものをファイルの中に綴じております。

今回の部分については、前段の建築課の用意した資料で行いたいと思いますので、よろしくお願いたします。それと別添資料2以降については、まだこれは、案段階の資料でございます。

まだ意思形成過程にある情報ということですので、情報公開の対象とはなりませんので、取り扱いについては注意をお願いしたいと思います。

それでは、資料に基づいて説明させていただきます。2ページ目をご覧ください。

まず1、背景・概要・目的でございますけれども、平成19年に東京都営住宅で発生した暴力団員の立てこもり発砲事件をきっかけに公営住宅から暴力団員を排除する動きが全国的に広まっています。

市営住宅は、住宅に困窮する低額所得者層のための賃貸住宅であり、暴力団員が市営住宅を使用することは、本来の目的を大きく損なうもので、市としても、市営住宅における暴力団員の不法不当行為を防止し、入居者や周辺住民の安全と平穏のため、北広島市営住宅条例の一部を改正して、暴力団員の入居制限を定めようとするものであります。

こちらについては、別添資料の1の中で国交省からの通知に基づいてこういった動きがあるということを別添資料では説明してあります。

別添資料等の説明については、今回省かせていただきますので、よろしくお願いたします。

それから2番の条例改正の内容でございますけれども、①として、市営住宅条例第6条の入居資格に入居者または同居しようとする親族が暴力団員でないことを追加するほか、②、③とございますけれども、第31条同居の承認、第32条入居の承継においても、暴力団員を排除する内容とするものであります。

それから、1つ飛びますが、⑤でございますが、第55条で意見の聴取として入居者を決定しようとする場合、同居の承認をしようとする場合、入居の承継を承認する場合、駐車場の使用を許可する場合、市営住宅の管理上特に必要がある場合に警察署長に入居者または同居者が暴力団員でないかの意見を聴くことができるというものを新たに追加することとしています。

⑥でございますが、もし特に必要がある時については、住宅の明け渡しなどを勧告することができる旨、これは第56条でございますけれども、その次として、④で、第34条明け渡し請求、入居者が勧告に従わなかったときは、明

渡し請求を行うという内容の条項を盛り込むこととしております。

⑦でございますが、条例改正に伴い、北広島市営住宅条例施行規則に定める入居申込書、入居者承継承認申請書、同居承認申請書、駐車場使用許可申請書に、申込者および同居しようとする者が暴力団員でないことと暴力団員でないことに関して警察署長の意見を聴くことに同意する旨の記載をして、事務をとり行いたいというものであります。

それから3番目でございますが、警察署長との協定として、条例の実効性を高めるために北海道札幌方面厚別警察署長と暴力団員による市営住宅の使用の制限を行うため、以下の内容で協定を締結したいというものであります。

①として入居（予定）者等の照会及び情報提供、それと②として甲乙ともに情報管理に関する責務、③として甲の要請による乙の支援および訴訟等での乙の立証責任、こういったものを盛り込んだ協定を結びたいとするものであります。

具体的に警察に提供する個人情報といたしましては、住所、氏名、生年月日という形になっております。

提供するケースといたしましては、新規入居決定のとき、同居承認のとき、入居承継のとき、駐車場の使用許可のとき、これらについては先ほど申し上げました申込書等の同意書をとって行いたいと、それと既入居者で迷惑行為等により特に必要があるときについても照会を行いたい。

迷惑行為というのは、具体的に下段に6項目列挙してあります。

市営住宅の入居のプロセスでございますけれども、募集をかけます。それから申込みの受付を行います。そして、資格等の審査を行います。その次に、市営住宅選考委員会というところで入居についての審議を行って、その結果を踏まえて市長が入居決定を行うというプロセスを経ます。

この照会については、この募集で申込みを受け付けして審査する段階において、全対象者、申込者の情報を協定書の別紙様式1により警察署長に照会することとなっております。

それから、新規入居以外の時についてはそれぞれの時点時点の都度、照会するという形のスキームとなっております。

続きまして4ページですけれども、他市の動向等でございますが、条例の全国改正状況について、都道府県では93.6%が実施済み、政令市においても、88.2%、市区町村においては39%となっております。

それと、道内他市の条例改正についてですけれども、北海道をはじめ、9市において条例改正がなされております。

以上がこの審査会の諮問内容の概要でございます。

○会長

事務局から説明していただきましたが、あらかじめ論点を整理させていただ

きます。

当審査会では暴力団排除に伴う市営住宅条例の改正の是非を審議するのではなく、改正に伴い、実施機関と警察との間で個人情報の収集及び提供を行うとした手法が北広島市個人情報保護条例から見て適当か否かについての意見を取りまとめることとなりますので、その点、よろしく願いいたします。

それでは委員の方々から質問及び意見どちらでもよろしいですから、お伺いしていきたいと思えます。

○A 委員

この照会というのは全件につき照会ということになるのでしょうか。

資料3のところに協定を結んで照会するケースということで、5つほどあげていますがけれども、要するに新規入居、例えば、ケースによっては照会するとかしないとかじゃなくて、新規入居申込みがあれば全てのケースで照会することになるのでしょうか。

○建築課主査

入居申込みに際しましては、基本的には全てやろうと思っています。例外的には、例えば小学生だとか、中学生が同居人として書かれるわけですが、子供の場合は照会を要しないものだろうと、今は考えております。

そのほかの同居の承認ですとか、入居承継、あとは駐車場の使用許可、これについては今のところは、もれなくしようというふうに考えております。

○B 委員

もれなく照会するというので、それに関連してですが、いままで市ではそういう場合に、入居希望者の勤務先とかそういう身元の確認というのもしないわけですか。

○建築課主査

入居申込者のケース、また今現在入居されている方のケースと二通りあるわけですが、入居申込みに対しては、収入の証明をつけるというふうな申込みのやり方をずっとしております。

したがって、ほとんどの場合、例えば、勤め人さんとかであれば源泉徴収票の写しですとか、そういった形で出てまいりますので、実際に勤め先と記入されたところに、文書なりで確認するという行為まではやっておりません。

○B 委員

そこまでやってないというのは、暴力団員だということが周りの人から言われていてもそれは考慮しないで決めていたということになりますか。

○建築課主査

はい。たまたまだろうとは思いますが、そういったケース、他からの情報としてそういったのは無かったということもありまして、そういったことをやった経緯はありません。

○B 委員

そうすると、こちらの方で源泉徴収票などをもとに勤め先に確認をして、その方の勤務先がはっきりしていれば、暴力団員でないことが証明できるのではないですか。

○建築課主査

それはそうとは限らないというふうに考えています。勤め先を持ちながら実は暴力団員であるというケースもあるようです。

今のところは、勤め先に確認という方法は、例えば、虚偽の答えがかえってくる可能性もありますし、全面的に疑うということではないですけれども、ここに定めている暴力団員ですけれども、これを的確に把握しているのは警察というふうにわれわれは考えておりますので、国からの通知についても警察に協力をさせるというふうになっておりますので、そうしております。

○B 委員

警察の情報というのが全面的に信頼できると、そういうお考えというわけですね。100%信頼できると。

○建築課主査

われわれとしては、暴力団員であるかないかの情報は警察以上に持っているところはないと考えております。

100%かどうかというのは、われわれは判断できないと思います。

ただ、今現時点でやろうとすれば、それが最も確実な方法というふうに考えています。

○B 委員

そしてそうしますとね、条例改正の内容の中で警察署に「入居者または同居者が暴力団員でないかの意見を聴くことができる」、この「意見を聴くことができる」となっているのは何故ですか。単純に照会というのではなくて。

○建築課主査

ご質問についてはあまり考えてはいなかったのですが、「照会」と「意見を聴く」というのは、他の都市の例、あるいは国からの通知についても、そういっ

た表現で「意見を聴く」というふうに条例案ではしていますが、具体的には意見を聴くという行為の中身としては、「照会」という言葉のほうが適切、今のところは協定とかそういった場合には、はっきりとした言葉のほうが良いということで「照会」という言葉を使わせてもらっています。

○B 委員

要するに警察からの回答は暴力団員であるかないかのどちらかですよ。

○建築課主査

はい。

○C 委員

さきほどの説明で、申込みの段階で全員について照会するということですが、今の部分で意見を聴くことができるということが、その中身と合致する文言になっているのでしょうか。

全員について聴くということであれば、B 委員が言われたように照会するという言い方で十分だと思いますが、「意見を聴くことができる」という言い回しだとするならば、聴くこともあるし、聴かないこともあると、全員について聴くということに限定した形にはならないと思います。

善し悪しということの前にその文言的なところですが。

○建築課長

私共の考え方としましては、意見を聴くことができるということについては、先ほど担当の者から説明しましたように、小さな子供が親元を離れていて、今回一緒に住むというような場合にも同居承認の申請が出てきますけれども、そういう場合については、小さな子どもということもあって暴力団員ということは考えられませんので、成人したらということではないですけれども、ある程度の年齢に達した上の部分について照会をしようと思っていますので、そこで裁量権あるという表現をしているところであります。

それと先ほどの答弁に補足しますと、入居資格については現在住んでいる方もしくは勤め先が北広島市になった方ということで、収入についての添付書類の中で住民票がまず必要です。それから所得を証明するものが必要です。

よその町におられる方については、先ほど言った源泉徴収票などで勤め先がはっきりして、北広島の〇〇支店などのように勤務が決まった場合については、勤め先等に確認をして、転勤とか異動になったのですかというのを聞きますけれども、家族全体で入居してこられた場合に、例えばお父さんとお母さんに収入があって成人して25歳ぐらいの方が無職であればその書類には無職としか書いておりません。

それで収入がゼロですので、源泉徴収票等も出てきませんから、その方が暴力団員か暴力団員でないかということも踏まえたら、やはり家族全員分の照会というふうに考えております。以上です。

○会長

ほかにございませんでしょうか。

○D 委員

警察が持っているその法律の暴力団員の定義については、わかりますでしょうか。

○建築課主査

協定書（案）、別添資料4ですけれども、定義の具体的な部分という意味でしょうか。

○D 委員

はい、具体的な部分で、暴力団構成員とか。

○会長

この法律の名前が出てきていますから、その法律の条文ですね。

○建築課主査

調べまして、条文についてお答えいたします。

○D 委員

後でわかればいいですから。

別の質問ですけれども、その別添資料2の条例（案）の55条の第2項ですけれども、「市長は、市営住宅の管理のため特に必要があると認めるときは」ということで、55条の第1項の特別規定を置かれていますけれども、今回の諮問内容でその市営住宅の管理のためという修飾語はありませんが、それは意図があるのですか。諮問事項の具体的な内容については、市営住宅の入居決定等について列挙されて、その他特に必要がある場合にと書いてありますけれども。

○建築課主査

資料のほうですか。

○D 委員

諮問書のほうです。

諮問事項の具体的な内容のところでは。

条例のほうを見ますと、その市営住宅の管理のため特に必要があるというふうに制限されていますけれども。

○建築課主査

単に省略しただけです。ここでは全文を書くわけにはいかなかったのです。

○D 委員

はい。

○建築課主査

先ほどの暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の定義の部分の条文ですけれども、第6号というのが、暴力団員の定義として、暴力団の構成員をいうとなっております。

そして、暴力団とは何かというのが、同じ第2条第2号にありまして、暴力団の定義です。「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。」というふうになっています。

○会長

今のところで定義されているということですね。

○D 委員

ありがとうございます。

○A 委員

実際の運用としては、資料4の協定書の裏にある照会書と回答書という文書のやり取りだけで、住所と名前と生年月日が書かれた書面を送って、向こうから回答するという、それだけです。補足的に何か説明するといったような事は考えられていないということです。単に文書のやりとりだけだと。

○建築課主査

この文書で足りるというふうに思っています。

やっていくうちに別の説明をとというケースがあるかも知れませんが、それは、協定の中の「疑義がある場合は」というところで、決めていくということになると思います。

○A 委員

その疑義というのは、例えばこれ以上の情報を提供する場合もあり得るとい
うことでしょうか。

○建築課主査

定めのないことが起きてきた時に別添資料4の協定書（案）の最後にありま
すけれども、そういったことがなければ、今のところはまだこのとおりでいい
と思っております。文書による照会、文書による回答で事足りるというふうに
思っております。

○A 委員

事足りるのではなくて、ずっとそれだけでやっていただくということをお願い
したいと思いたしますが。

○情報推進課長

提供するの、あくまでも、氏名、生年月日、住所だけです。

○A 委員

補足的な説明なしにこれだけで照会するという。

○情報推進課長

そうです。

○B 委員

暴力団員であるという回答が来てからですね。入居者の方から、いや実は脱
退したと、暴力団から出たという申し入れがあった場合にはどうなさるの
ですか。

○建築課主査

脱退となると、例えば警察でその情報を把握しない限りはわれわれとしては、
本人の言い分のみを聴いて、そういう扱いはしませんというふうには
ならないと思っております。

やはり、警察からこの人については脱退しているという情報がない限りは
われわれも判断のしようがありませんので。

○B 委員

そうしますと、その場合に今度は市とその入居希望者との間に、あなたにつ
いては警察からこういう回答があったのでだめですという言い方をしますか。

○建築課主査

入居の申込みのことですね。

入居決定をしなかったときには通知を出しておりますけれども、理由については、特に今までもそうですが、あなたはこういう理由で落選しましたという言い方はしておりません。

ですから、特に理由を付さないで選考されませんでしたという通知にとどまると思います。

○B 委員

それでは例えばですね、補充入居みたいな形で二戸、市営住宅が空いていて、そこに申込者が一人しかいなかったと、そういう場合でも、あなたはだめですという回答をするわけですね。

そうすると申込者の方がおかしいじゃないかということの疑義が出されませんか。

○建築課主査

出る可能性はあります。そういったケースは今までなかったですが、大体は十倍近い倍率ですとか、そういった状態ですので。

いまおっしゃったようなケースはありませんでしたが、そういう要望があれば、暴力団員であるというようなことでというのが理由だったとすれば、それは答えざるを得ないと思います。

○B 委員

各地ですでに暴力団排除の条例を施行しているわけですが、暴力団側の反応といいますか、リアクションは何かありますか。

○建築課主査

北海道ではかなりの数の暴力団員が判明したようです。

暴力団員であるという理由のみで、これは訴訟になっていたようですが、これも暴力団員であるという理由のみで退居を命じた所があるらしく、それについては訴訟を起こされて、負けています。

身分だけで排除するというのはできないという判例が出ています。

われわれも現在の入居者がそうであるという情報を得たとしても、いわゆる迷惑行為等がない限りは、あるいは家賃を滞納しているとか、管理上特に問題があるという判断をしない限りは退居の命令、明渡しの請求ということになりますが、これはできないものというふうに、現時点では考えております。

○会長

つまり入居のときには拒否できるけど、一旦入居させてしまった場合には暴力団員プラスアルファの理由があるということですね。

そしてこれがこの資料1の2ページに載っている最高裁の59年判決が載っていますけれども、明渡請求というところに載っているこれですね。この判例によって負けたってというのがこれじゃないでしょうか。

○情報推進課主査

今の件についてですけれども、資料的には、平成19年6月1日付けの国交省の住宅総合整備課から出されている「条例上公営住宅における暴力団員の排除に係る措置を明確化する場合の考え方について」という資料がついていると思いますけれども、その第2のほうに明渡請求のところにその部分書かれています。

○会長

そうですね。

○B 委員

もうひとつ確認ですけれども、警察への情報提供依頼というのはあくまでも警察側は任意の協力ですね。

こちらから問い合わせたら、警察は必ず答えなくてはならないというものではなくて、あくまでも任意ですね。

○建築課主査

協定の中身からすると任意とはならないと思います。

協定を破棄する場合については任意という取り扱いができるかもしれませんが、照会した場合は、協定の案ですが、第2条の第2項で乙は、甲からの前項の照会があったときは、様式2により回答する。というふうになっていますので、これをするかしないかを警察が判断するということはできないものというふうに考えております。

○B 委員

そうすると、国交省の「公営住宅における暴力団排除について」という資料の第二の二にある、「この場合の警察に対する情報提供依頼は法第34条に基づくものではなく、公営住宅の適正な管理上の必要性に基づいて警察に対し任意の協力を求めるものである。」というものよりは強いわけですね。

○建築課主査

その内容は協定を結ぶ前の話だと思いますが。

○B 委員

単なる情報提供依頼についての国交省の通知ということですか。
見解ということですね。

○建築課主査

はい。こういう協定を結ぶかどうかは任意であるということになると思います。

○B 委員

結べば、それ以上のものが協定に沿って、警察は答えなくてはならないということですね。

○建築課主査

そう考えております。

○C 委員

警察署長から様式2であった回答について、本人から情報を公開してほしいという照会があったときに、情報公開の対象になるのですか。それともそうでないか。

さきほど、今まではなかったけれども、万が一、二戸の住宅に対して一件の申込みだったときにそういうことを言わざるを得ないのではないかという説明がありましたが、それとの絡みでもありますけども。

○情報推進課主査

情報公開請求をされた場合どうかという話ですが、詳しくは調べないとなんとも申し上げられませんが、市営住宅の入居という手続ですので、行政手続上についてはですね、だめだったらだめなりの理由を基本的には示さなければならぬという部分がありまして、そういった中で今回、市営住宅条例の中で明らかにそういった形で、もしそういったものが資格要件として認められないという形で出てきて、そしてちゃんとその警察からの情報のやりとりもはっきり事務手続上なされているのであれば、それは出さざるを得ないと思います。

ただ問題は、情報公開はだれにもという形になりますので、そこはちょっと引っかけられます。

情報公開条例の根幹は基本的には、誰にでもお見せできるものはお見せしましょうと、支障があるものについては支障がある部分を隠してお見せしましょうという話になりますので、そのときに暴力団員という理由による部分はどういう取扱いになるかは現時点では申し上げられないですね。

○会長

これは、個人情報保護条例の本人の開示請求のほうはどうですか。

○情報推進課主査

本人からの開示請求ではお見せする形になりますね。

○会長

本人だけが知るということになるのではないのでしょうか。人のはだめということですね。自分の情報についての開示を求めたら、出さざるを得ないという。そういう回答ですね。

関連した質問ですが、今、北広島市の公営住宅で何戸くらいあるんですか。

○建築課主査

340戸あります。

空き家が建て替えとかで結構ありまして、今現時点で306、307世帯が入居しております。

【意見集約】

○会長

御質問はございませんでしょうか。

それでは審査会として本件が北広島市個人情報保護条例第7条第2項及び第8条第6号本人以外からの個人情報の収集及び利用提供の制限ということの例外規定でありますけれどもこれを公益上の必要から認めるかどうかという件に対して、実施機関に対する、この諮問に対する意見をまとめたいと思いますので、御意見をいただきたいと思います。

○B委員

私は全申込者でなくて、もう少し絞る方策を考えられないかなという気がします。というのは、全員というのは、あまりにもその入居希望者を信頼してないというか、そういう印象を受けますね。だからもう少し入居する手続なりを市のほうの手続をしっかりと身元を確認する、あるいは保証人がいるのかどうか分かりませんが、そういう方策をとっていて、いわゆる配慮といえますかね、そういうゾーンの人については、問い合わせるといのもいいですけど、そうでなく一般の市民の全ての入居希望者を照会するというのは少し問題ではなからうかという気がいたします。

○会長

今、B委員からは、一律照会は少し過剰ではないかという、もう少し別な手段

で絞れる方法はないのかという意見が出されましたけど、いかがでしょうか。

○D 委員

B 委員のおっしゃったことが必要かつ最小限の個人情報の提供という意味でもっともな意見だと思いますけれども、ただ、他方で私はある意味で一律に照会するという事はよろしいのではないかという意見を持っています。市営住宅から暴力団を排除するという公益上の必要性は認められますし、暴力団というものの情報を警察以外では、なかなか情報を持っていませんし、そういう意味で、警察に照会をするということは必要だろうし、この公益上の必要が認められると。

今、B 委員が提案された、問題点だと思いますけれども、他方でどう区別するかという問題が非常に難しく、どこでその市のほうで区別したんだということになれば、むしろ、一律に照会すると。

警察のほうでその個人情報をどう利用するかしないか、例えば住所、氏名、生年月日で、特定してそれをどう利用するかは、条例の問題であって、われわれのその諮問内容ではないのかなと思ひまして、私は一律でもいいのかなという意見を持って、こういう諮問事項には賛成であるという意見です。

○会長

ほかの方はいかがでしょうか。

○A 委員

入居申請書を見るとちゃんと書いてありますけれども、あまり感じとしては、良くないですけれども、ただ、こういう形で排除せざるを得ない社会状況もあるのかなと思われまますので、やむを得ないかなというところです。

逆に言うところこういう形で同意を得たということになれば、情報提供の本人の同意があるといったような所に引っかかってくるのかなあと思ひますので。

まあ、弱い立場の申込者にとって警察に照会するという同意をするといったような文書に判を押さなければ申込みさえできないというのは、若干、違和感はありますけど、やむを得ないかなと思ひます。

○会長

C 委員いかがですか。

○C 委員

私もお二人の意見に同意です。

その危惧する部分も同じような危惧をいたします。

ただ、ここで諮問されているわけですから、このとおりというか、議会にか

けるなり、市民に意見を聴くなりして、最終的には条例になっていくでしょうけども、なんらかのそこでフィルタのようなものをかける工夫みたいなものを再度検討できないものなのかなあという気持ちはありますけども、でも、D委員が言われたようにそれはまた、網の目をくぐるということもあるとするならば、ここに書いてあるのは、あくまでも暴力団にという限定した文言ですし、それに気持ちの上で違和感をおぼえる人はやっぱり何らかのすねに傷をもっている方かなという気もしますので、そういう方でないとすれば、すんなりところどころはさっといけるかなとするならば、これで、諮問としてはOKという形で私の意見としてはあります。

○会長

E委員、いかがですか。

○E委員

私も、一市民としてやむを得ないと思います。

それで、やっぱり公平性ということですね。全員に同じようにということが一番かなと思いますので、D委員の意見に賛成です。

○会長

私も一律に実施機関が手を加えないでですね、判断しないで問い合わせたほうが、なお公平といいますか、そのほうがいいのではないかなと私も思いますけれども。

B委員、そういうことで多数意見が出ていますが。

○B委員

こういう協定を結ぶことについては、必要だとは思いますが。

諮問の内容についてはOKです。